

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、県営中山間地域総合整備事業 北郷南西部地区向井田工区（駿東郡小山町）の換地計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 縦覧場所

東部農林事務所

2 縦覧期間

令和3年12月28日から令和4年1月31日まで